

(別紙) 土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について (平成 19 年 3 月 28 日付け 18 農振第 1597 号農林水産省農村振興局企画部長通知) の一部改正について 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第 2 章 費用対効果分析の具体的な算定方法 第 2 節 総費用総便益比及び所得償還率 1 考え方 (略) イ また、ため池等の農業用排水施設の更新の事業で、以下の要件を全て満たすものは、<u>受益地域内で一体的に効果を発揮している施設と区分し、整備対象施設のみを対象として、事業目的に関する費用(資産価額、当該事業費、再整備費等)とそれに対応した便益による総費用総便益比の算定をすることができるものとする。</u></p> <p>① 国又は地方公共団体が事業を実施すること</p> <p>② <u>事業目的が耐震化又は豪雨対策等、地域農業の生産性の向上を目的としないものであること</u></p> <p>③ <u>当該事業により、整備対象施設が本来有する機能に基づく効果(作物生産効果等)以外の効果(災害防止効果等)が発現すること</u></p>	<p>第 2 章 費用対効果分析の具体的な算定方法 第 2 節 総費用総便益比及び所得償還率 1 考え方 (略) イ また、ため池等の農業用排水施設<u>の耐震化又は豪雨対策を目的とする当該施設の更新の事業で、以下の要件を全て満たすものは、その耐震化又は豪雨対策を行う施設のみを対象として総費用総便益比の算定をすることができるものとする。</u></p> <p>① <u>農業者の申請によらず、国又は地方公共団体が、農業者の費用負担や同意を求めずに事業を実施すること</u></p> <p>② <u>当該事業の事業目的が耐震化又は豪雨対策による防災減災のみであること</u></p> <p>③ <u>耐震化又は豪雨対策を行う施設とその他の施設を区分して総費用総便益比の算定ができること</u></p>